

答申第 353 号～第 356 号

平成 20 年 6 月 5 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 11 月 26 日付けで諮問された特定の県立高校に係る
文書不存在の件（その 17～その 20）（諮問第 414 号～第 4
17 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、別表の対象文書欄に記載の行政文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、別表の請求年月日欄に記載の各日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成19年10月10日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成19年10月15日付けで、教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 各諮問案件に係る特定の状況（以下「本件状況」という。）は、職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、教職員をきちんと指導するのが教育委員会の仕事であるから文書が存在するはずである。存在しないのであれば、組織ぐるみの隠ぺいである。
- (2) 諮問第416号については、告発がなされている件に関する文書であり、調査が実施されているのであるから文書が存在するはずである。
- (3) 諮問第417号については、特定の教員の授業中の状況に関して作成された偽造メモに係る文書である。告発がなされている件に関する文書であるのに不存在ということであれば、何も調査を実施していないことになる。
- (4) 本件処分後に作成したものでよいので、公開を求める。

4 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関は、別表の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による公開拒否決定を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る別表記載の4件の諮問案件（以下「本諮問案件」という。）を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

なお、本件行政文書の内容、本件処分内容及び不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件行政文書は多岐にわたるが、いずれも特定の状況に対して教育委員会が行った指導等の記録文書であるという点で共通している。

イ 不服申立人は、本件状況に対して、教育委員会が指導をするべきであるから、本件行政文書は存在するはずであると主張している。

ウ 実施機関は、本件状況について、特定の校長からの問い合わせ等に対して事実確認を行うよう口頭による指示を行ったと説明している。

行政文書の作成については、神奈川県教育委員会行政文書管理規則第6条において、「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定され、また、神奈川県教育委員会行政文書管理規則の運用について（教育長通知）第6条において、「軽易なものを除き」とは「軽易な事項の照会、回答、通知等で、電話、口頭等で処理することが適当な場合以外」と定められており、実施機関は前記の口頭による指示を軽易な事項の照会と判断したので、記録は作成していないとも説明している。

エ また、何らかの特定の状況について事実を確認した場合、指示又は指導を行うか否かは、服務監督権者として教育委員会が判断するものであ

り、実施機関は本件状況について文書による指示及び指導を行っていないとも説明している。

オ 以上の実施機関の説明について、これに反する特段の事情は認められないことから、本件行政文書を作成していないとする実施機関の説明は、納得できる。

(3) その他

不服申立人は、本件処分後に作成したものでもよいので公開を求める旨主張している。しかし、情報公開制度の趣旨にかんがみると、行政文書が存在するか否かは公開請求された時点で判断すべきであり、また、本諮問案件については、請求時点で対象文書が存在しなかったことに関する実施機関の説明は納得できるものであることから、前記3(4)の不服申立人の主張は採ることができない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

諮問 番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日)
414	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その17）	平成19年9月26日	特定の告発に関して、個人情報保護条例違反及び恫喝行為が繰り返されたことに対する教育委員会としての指導に係る文書	平成19年10月10日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について事実の確認を行い、必要に応じて指導を行うこととしている。しかし、情報公開請求收受時点において、公開請求で求められている件について校長・副校長に対しての指導には至っていない。したがって、その記録も作成されておらず、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年10月15日
415	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その18）	平成19年9月26日	教員が行った不法投棄という法令及び条例違反に関する件について、教育委員会が行った指導に係る文書	平成19年10月10日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について事実の確認を行い、必要に応じて指導を行うこととしている。しかし、情報公開請求收受時点において、公開請求で求められている件について2名の教員及び校長に対しての指導には至っていない。したがって、その記録も作成されておらず、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年10月15日
416	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その19）	平成19年9月26日	特定の告発行為について、教職員課が行った指示等に係る文書	平成19年10月10日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について事実の確認を行い、必要に応じて指導を行うこととしている。しかし、情報公開請求收受時点において、公開請求で求められている件について校長からの問い合わせ等に口頭による指示は行ったが、文書による指示・指導は行っていない。また、口頭による指示の記録も作成されていない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年10月15日
417	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その20）	平成19年9月28日	特定の教員の授業中の状況に関するメモに隠蔽があった件について、教育委員会が行った指導に係る文書	平成19年10月10日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関連について、文書による指導は行わなかった。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年10月15日

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月27日	○ 諮問受理
12月12日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成20年1月4日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1月15日 (第71回部会)	○ 審議
1月22日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2月5日 (第72回部会)	○ 審議
3月21日 (第73回部会)	○ 審議
4月15日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4月22日 (第74回部会)	○ 審議
5月20日 (第75回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成20年6月5日現在) (五十音順)